

介護保険担当・地域包括支援センターからお知らせです

【対象者】

- ・ 65歳以上の方
- ・ 要支援1、2を持っている方

介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました

陸別町では、平成28年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）が始まりました。これは介護保険制度の改正によるもので、平成29年4月までに全ての市町村で開始となります。

○平成28年4月から、要支援1と要支援2の人が利用できる「訪問介護（ホームヘルプ）」と「通所介護（デイサービス）」が介護保険給付から市町村の事業（＝総合事業）になります。

※サービスの内容や料金形態に変更はありません。



○加齢に伴う生活上の困り事の解消のために「訪問型サービスA（生活援助のみ支援が出来るホームヘルプ）」事業を開始します。

→高齢者が住み慣れた町で自分らしい生活を続けることができるように、「訪問型サービスA（生活援助のみ支援が出来るホームヘルプ）」を新規事業として開始します。

※事業の委託先は「りくべつエヌピーオー優愛館」です。

※利用できるのは、「要支援1・2」の方と「事業対象者」です

*事業対象者とは

簡易な「基本チェックリスト」の判定で支援が必要だと判断された方です。

○要支援相当の判定方法を選ぶことができます

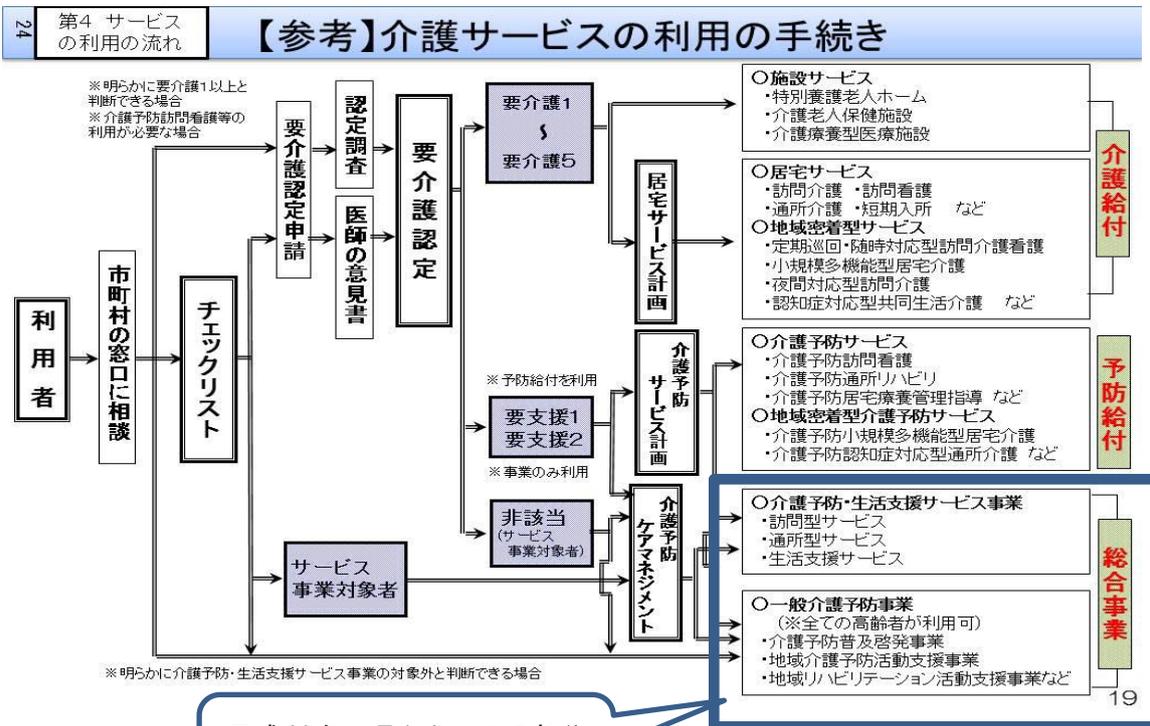
→介護認定を受けなくても、簡易な「基本チェックリスト」の判定だけで、デイサービスとホームヘルプの利用が可能になります。（担当のケアマネジャーが付いてケアプランの作成を行います。）

※ただし、明らかに介護の手間があり要介護相当になりそうな場合は要介護認定の申請をお勧めすることがあります。

☆こんな方に利用をお勧めします☆

- ・ 介護認定を受けても非該当（自立）になるがデイサービスかホームヘルプの利用を希望する方
- ・ 1年未満の短期間のサービス利用を希望する方
- ・ 退院後等で一時的な生活支援サービスの利用を希望する方
- ・ 認知症等で定期通院がなく主治医意見書の受診に行くことが困難な方 等

【参考】総合事業ガイドラインより抜粋



平成28年4月からこの部分が新しくなりました。

陸別町での新規事業

訪問型サービスA (生活援助のみ行うことができるホームヘルプサービス) とは

→要支援1・2の方及び事業対象者は、「訪問型サービスA」という生活支援だけのホームヘルプが使えるようになりました。今までは、要介護認定を受けることが必要でしたが、簡易な「基本チェックリスト」の判定だけで、利用が可能です。町では「りくべつエヌピーオー優愛館」にこの事業を委託し、優愛館の職員が生活支援のために訪問に伺います。(身体介護が必要な方は社会福祉協議会の「ホームヘルプセンターりくべつ」を利用することになります。)



※料金は、1回(1時間程度)につき225円です。

※担当のケアマネジャーがついてケアプランを作成します。

☆こんな方に利用をお勧めします

- ・腰が痛い、肩が上がらない等の加齢に伴う困り事があり、生活に支障をきたしている方
- ・少しの生活支援があればより自立した生活が見込める方
- ・退院後等で一時的に生活が不自由な方 等

問合わせ先・・・陸別町介護保険担当、陸別町地域包括支援センター
 (電話 0156-27-8001)